

浜田市告示第 60 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、
犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料の公金事務を次の者に委
託したので、同条第 2 項及び浜田市財務規則（平成 17 年浜田市規則第 55 号）
第 38 条の規定により告示します。

令和 8 年 4 月 1 日

浜田市長 三 浦 大 紀

- 1 公金事務の委託を受けた者
所在地 島根県松江市殿町 19 番地 1
名 称 公益社団法人島根県獣医師会
- 2 委託した公金事務に係る歳入等
 - (1) 犬登録手数料
 - (2) 狂犬病予防注射手数料
- 3 指定をした日
令和 8 年 4 月 1 日
- 4 委託期間
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで